

加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
- この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☒レ点をご記入ください。

1. 申出者

▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ

氏 名 年金 一郎

印

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

生年月日

☒ 昭和₅
☒ 平成₇

4 9 年 1 0 月 0 6 日

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
当年分と翌年分の申出内容が異なる場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることはできませんので、ご注意ください。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、拠出ができません。
- 拠出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。
- 「納付済」欄について
- 既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。
- 「掛金額」欄について
- 掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000 円
合 計		300,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	200,000 円
合 計	300,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

引落日

6月受付 → 8月26日

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関

令和 9 年 月 日

事務処理センター

受付金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 (株)〇〇銀行

様式第 K-030号(2019.05)